## ○社会福祉施設における衛生管理について

平成9年3月31日 社援施第65号 各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画・社会・援護局施設人材・老人保健福祉局老人福祉計 画・児童家庭局企画課長連名通知

今般、食品衛生調査会の意見具申を踏まえ、当省生活衛生局において「大量調理施設衛生管理マニュアル」ほかを作成したこと等について、別紙のとおり当省生活衛生局長から通知されたところである。

この「大量調理施設衛生管理マニュアル」は、同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設に適用するものであるが、社会福祉施設における食中毒を予防するため、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り本マニュアルに基づく衛生管理に努められるよう管下の社会福祉施設に対して周知願いたい。

なお、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成8年9月24日社援施第143号本 職通知)は廃止する。

別紙 略